

## 「医療型児童発達支援サービス」利用契約重要事項説明書

本重要事項説明書は、岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター（以下「センター」という）とサービス利用契約の締結を希望される保護者に対して、社会福祉法第76条に基づき、センター及びセンターが設置する児童発達支援センターきらり（以下「きらり」という）の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当センターでは、利用時に対して医療型児童発達支援サービスを提供します。  
当サービスの利用は、原則として障害児通所給付費・障害児通所医療費の支給決定を受けた方が対象となります。

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	岐阜県
所 在 地	岐阜市藪田南2-1-1
電 話 番 号	058-272-1111
代 表 者 氏 名	岐阜県知事 古田 肇

### 2. サービスを提供する事業所

事 業 の 種 類	医療型児童発達支援センター (平成25年4月1日指定2150100127)
事 業 の 目 的	手足や体幹に障がいがある1歳から就学前の児童を対象とし、一人ひとりの個性と能力に応じた心身の発達を支援します。
事 業 所 の 名 称	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 児童発達支援センターきらり（以下「きらり」という）
事 業 所 の 所 在 地	岐阜市則武1816-1
電 話 番 号	058-233-7121
事 業 所 の 管 理 者	センター長 内木洋子
運 営 方 針 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人ひとりの児童の権利を尊重し、心身共に健やかに育成されるよう、最も効果的な療育の実現を目指します。</li> <li>・ 児童の年齢・発達段階・障がいの状況に応じ、一般治療・リハビリテーション・保育等を行い、基本的な生活習慣の確立を促します。</li> <li>・ 保護者や関係機関との連携を密接に保ちながら、家庭や地域における療育を支援します。</li> <li>・ 医師・看護師・各種療法士・児童指導員・保育士・管理栄養士等の職員が互いに連携し、一貫した療育体制の確立に努めます。また、自らの専門的技術の研鑽に努力します。</li> </ul>
開 設 年 月	昭和32年8月
通 所 定 員	総契約50名 1日当たりの利用定員24名

営業日及び営業時間等	<p>営業日：月曜日から金曜日です。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで、及び、年間行事予定に定める休所日を除きます。</p> <p>営業時間：午前8時30分から午後5時15分です。</p> <p>サービス提供日：営業日と同じです。</p> <p>サービス提供時間：午前9時30分から午後2時55分です。</p>
事業の実地地域	岐阜県全域です。

### 3. 施設設備の概要

#### (1) 施設設備等の概要

当センターでは、下記の施設・設備をご利用いただくことができます。

施設設備の種類	室数	備考
多目的ホール	1室	
運動療法室	1室	
作業療法室	5室	
言語聴覚療法室	6室	
個別療法室	1室	
日常生活動作室	1室	
屋外訓練場	2カ所	
保育室	5室	
相談室	2室	
浴室（シャワー室）	1カ所	
便所	3カ所	

#### (2) 施設・設備ご利用上の注意事項

センターにおいて、施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。共同利用なので、責任者の許可を必ず得てください。

- ① センターの玩具や器具・絵本等は大切に扱い、使用後は元の場所に戻してください。
- ② 居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ③ 万が一、故障や破損等が生じた場合は、直ちに責任者に申し出てください。

#### 4. 職員の配置状況

センターでは、きらり利用児及びセンター入所児に対する医療型児童発達支援サービス並びに外来患者に対する外来診療を提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種※	人 数
1 管理者	1名
2 児童発達支援管理責任者	1名以上
3 児童指導員	1名以上
4 保育士	1名以上
5 看護職員	1名以上
6 理学療法士又は作業療法士	1名以上
7 言語聴覚士	1名以上
8 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者	（基準人数以上）

※1～7はきらり通所（医療型児童発達支援）関係、8はそれ以外

#### 5. センターが提供するサービスと利用料金（契約書第4条及び第6条関係）

センターでは、利用児に対して以下のサービスを提供します。

- |  |
|--|
| (1) 障害児通所給付費及び障害児通所医療費の対象となるサービス<br>(2) 利用料金の全額を保護者に負担いただくサービス |
|--|

##### (1) 障害児通所給付費及び障害児通所医療費の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害児通所給付費及び障害児通所医療費が支給されます。センターが障害児通所給付費及び障害児通所医療費を法定代理受領する場合には、保護者は、保護者本人の負担の応力に応じて都道府県が定めた額を当センターにお支払いいただきます。

#### <障害児通所給付費及び障害児通所医療費の対象となるサービスの概要>

##### ①医療及び健康管理

- i 身体能力及び日常生活能力の維持・向上
- ii 二次障がいの予防
- iii 疾病の治療
- iv 障害の診断
- v 発達の評価・指導

##### ②保育

- i 個別保育
- ii 集団保育
- iii 生活の質の向上
- iv 相談・助言

##### ③食事指導

- i 栄養指導
- ii 摂食指導

○上記サービスの利用に対しては、通常、サービス利用料金の9割が通所給付費の対象となります。センターが通所給付費を代理受領する場合には、利用児の保護者は、利用者負担金としてサービス利用料金の1割をセンターにお支払いいただきます。

＜障害児通所給付費及び障害児通所医療費の支給額一覧表＞

(日額)

	内 訳	単 位	地方公共団体 設置施設減算 開所時間減算	総 額 (×10円)	代理 受領額	利用者 負担額
					(90/100)	(10/100)
障 害 児 通 所 給 付 費	基本単価(肢体不自由児)(389単位)	319	965/1000 85/100	3,190	2,871	319
	基本単価(重症心身障害児)(501単位)	411	965/1000 85/100	4,110	3,699	411
	家庭連携加算(1)1h未満(月2回限度)	187		1,870	1,683	187
	家庭連携加算(2)1h以上(月2回限度)	280		2,800	2,520	280
	訪問支援特別加算(1)1h未満	187		1,870	1,683	187
	訪問支援特別加算(2)1h以上	280		2,800	2,520	280
	食事提供加算(Ⅰ) ※1	30		300	270	30
	食事提供加算(Ⅱ) ※2	40		400	360	40
	利用者負担上限額管理加算(月額)	150		1,500	1,350	150
	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15		150	135	15
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10		100	90	10
	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6		60	54	6
	関係機関連携加算(Ⅰ)(年1回) ※3	200		2,000	1,800	200
	関係機関連携加算(Ⅱ)(就学前) ※4	200		2,000	1,800	200
	欠席時対応加算 ※5	94		940	846	94
	送迎加算(重症心身障害児に限る)片道	37		370	333	37
	保育職員加配加算(配置基準+1以上)	50		500	450	50
	保育職員加配加算(配置基準+2以上)	72		720	648	72
	保育・教育等移行支援加算(1回に限る)	500		5,000	4,500	500
個別サポート加算(Ⅰ)(肢体不自由児に限る)	100		1,000	900	100	
障害児通所医療給付費 ※6	医療費		医療費	(90/100)	(10/100)※	

- ※1 食事提供加算(Ⅰ)の対象の方は、「一般世帯1」になります。
- ※2 食事提供加算(Ⅱ)の対象の方は、「生活保護世帯」「低所得世帯1」「低所得世帯2」になります。
- ※3 利用児が通う保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合、年1回を限度に算定します。
- ※4 就学前に就学先の学校と連絡調整等を行った場合に、1回を限度に算定します。
- ※5 訓練、保育実施日の当日、前日、前々日に欠席の連絡をいただき、所定の要件を満たした場合に加算となります。
- ※6 障害児通所医療給付費の利用者負担額(※印)は、福祉医療費(乳・重)の助成対象になります。
- ※7 世帯の収入やお子様の状態などに応じて、利用者負担の上限額が設けられています。障害児施設利用受給者証に記載されている利用者負担上限月額の欄をご覧ください。

## (2) 福祉サービス費の給付の対象外のサービス

下記のサービスについては、福祉サービス費の給付の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、下記の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。なお、下記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合相当な額に変更することがあります。その場合事前の変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

- ①食費
- ②行事等に伴う付加的な費用
- ③その他

### <食費単価一覧表>

所得区分	食費単価 (円)
生活保護世帯	100
低所得世帯	100
一般世帯 1	260
一般世帯 2	355

※欠食されるときは、欠席日の前日午後3時までに保育士等へ連絡してください。前日が土日・祝祭日の場合は午後4時までに調理室に連絡してください。規定の時間を越えた場合は食費がかかります。

## (3) サービスのご利用形態

- ① 通所サービスのご利用にあたっては、利用児の保護者又は保護者から委任されたものが同伴するものとします。
- ② センターは、対象児童ごとに、年齢及び障がいの程度・種類等に応じ、適切な療育が実施できるよう、通所の回数及び療育の時間を定めるものとします。(別紙「通所のしおり」等を参照)
- ③ 管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、療育日及び療育時間を変更することができるものとします。
- ④ センターが提供する通所サービスは、リハビリ・保育・食事指導が含まれます。その内いずれかのサービスをご利用された場合は通所給付費の対象となり、利用者の保護者には所定の利用者負担額をお支払いいただきます。
- ⑤ 通所と、短期入所サービスを同日に併用することはできません。

## (4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、納入通知書にてご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- |                       |
|-----------------------|
| ア. 窓口での現金支払い          |
| イ. 金融機関からの払い込み        |
| ご利用できる金融機関：郵便局以外の金融機関 |

## 6. 利用児の記録や情報の管理、開示について (契約書第9条関係)

センターは、児童福祉法、障害者総合支援法その他諸法令に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者の負担となります。)

◇閲覧・複写ができる窓口業務時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

## 7. 苦情の受付について（契約書第14条関係）

### （1）センターにおける苦情の受付

センターにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）  
[職名] 総務課管理調整係 管理調整係長  
[氏名] 山口 慎司
- 受付時間  
平日  
午前8時30分～午後5時15分
- 苦情解決責任者  
[職名] 所長  
[氏名] 徳山 剛

また、苦情受付ボックスとして「ふれあいボックス」を1階公衆電話横に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

岐阜県社会福祉協議会 (岐阜県運営適正化委員会)	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館6階 電話番号 058-278-5136 受付時間 平日(月～金) 午前9時～午後5時 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
-----------------------------	--

令和 年 月 日

医療型児童発達支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター  
児童発達支援センターきらり

説明者名 氏名 印

私は、医療型児童発達支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

保護者住所 〒

保護者氏名 印

利用児氏名